

高齢者・障害者の

# 安心を追求する



Fukuoka

kurume

Kumamoto

高齢者・障害者

## 安心サポートネット

住みなれた街ですつと暮らすために

特定非営利活動法人  
福岡県認証16 生文第20号-5





## ごあいさつ

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット  
理事長 森山 彰

安心サポートネットは、平成16年5月に「**個人の尊厳と自立の支援**」という福祉の根本理念を活動指針として設立したNPO法人です。発足以降、当法人は、地域住民の皆様のニーズに応えるべく、福祉の理念に基づき多数の高齢者・障害者の生活を支援する中で、一步一步充実、発展を遂げてまいりました。これも、一重に、**地域住民の皆さんの並々ならぬご支援、ご協力の賜物**でありまして、ここに、深甚なる敬意と謝意を申し上げます。

令和4年3月策定された成年後見制度利用促進法の第2期の基本計画では、優先的に実現すべき緊急施策として、第1が「市民後見人の育成と活用」、第2が「任意後見の利用促進」が掲げられました。

**第1の課題**については、従前から当法人は、「判断能力の不十分な高齢者や障害者が、**何時でも、どこでも、容易に成年後見制度を利用して、安心した生活を送ることのできる地域社会をつくろう!**」という「**地域後見**」の理念を高らかに提唱。その実現の主役は、【**市民後見人**】であるという観点から、福岡市をはじめ多数の地域で、「市民後見人養成研修」を実施、多数の人材を育成し、活用してまいりました。また、**安心した生活を送るため**には、ご本人の生活、介護、医療面で寄り添う「**意思決定支援・身上保護重視の後見**」が必要です。その要請に応えた新しい職務のあり方をマニュアル化し、実践して、地域住民の皆さんに喜ばれています。

**第2の課題**については、**転ばぬ先の杖**として高齢者・障害者の身体能力の低下、又は判断能力の低下の双方に備え、かつ、自己決定権の尊重にも十分配慮した「**任意後見移行型**」契約を締結し、実践して利用者に歓迎されています。

当法人及び「安心サポートネット・グループ」は、今後ともこれまで蓄積した貴重な経験と豊富なノウハウを駆使して、地域住民の皆様のニーズに応えるため、**組織の総力を挙げて取り組む決意**です。なにとぞ、従来にも増して、皆様の絶大なご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 安心サポートネットの活動指針

### ① 個人の尊厳の保持と自立の支援

この法人は、「個人の尊厳の保持と自立の支援」という福祉の基本理念に従って、高齢者・障害者に関する福祉及び権利擁護に関する事業を行います。

### ② ボランティアを視野に入れた非営利活動

この法人は、ボランティアを視野に入れた非営利として活動するので、経費の面でも利用がし易く、また、高齢者・障害者について身上保護を重視したサービスの提供がスムーズに行われます。

### ③ ネットワークの構築と活用

高齢者・障害者について、その身上保護や財産管理をきちんと支援するために、この法人は、各分野の経験豊かな「**専門家**」や「**プロジェクトチーム**」がネットワークを構成して、後見活動を支援します。

### ④ 公的サービスを分担

この法人は、各分野の専門家と市民後見人で構成される。非営利団体ですから、自治体が行う公的サービスを分担して、地域住民のニーズに十分応えることが可能です。

## NPO法人 安心サポートネットの文化

- 第1. 市民後見人として自己研鑽・鍛錬
- 第2. 支え合いによる共生社会の実現
- 第3. ニーズの把握とスピード感による適切な対応



## 安心サポートネットに相談できること

高齢者・障害者の皆さんに関することなら、**成年後見制度、特に任意後見移行型の利用に関すること**、財産管理や各種契約の締結に関すること、遺産分割協議や遺言、介護や福祉サービスのこと、税務、年金のこと等、どんなことでも**無料相談**に応じます。

## 安心サポートネットの事業

- 1 高齢者等に**特有の諸問題**に関する相談
- 2 **任意後見人**及び**任意後見監督人**の受任、指導及び育成
- 3 **法定後見人**及び**法定後見監督人**の受任、指導及び育成
- 4 高齢者等のための**財産管理、各種契約締結及び各種申請**など**手続補助**
- 5 **遺言作成支援、遺言執行、葬儀**等の死後処理に関する事業
- 6 **信託契約**等作成支援
- 7 後見制度等に関する**講演会、各種研修会等の開催及び講師派遣**
- 8 **行政機関、各種団体との連絡、協調**に関する事業
- 9 後見制度等に関する**情報誌、刊行物**の発行



## 安心サポートネットを構成する人達

### 役員

#### 理事長

森山 彰(公証人OB)

#### 理事

井芹 浩文(NPO安心サポート熊本理事長)

大家 廣明(社会福祉士、総務担当)

川上 政親(校区まちづくり協議会会長)

迫田 登紀子(弁護士)

田中 耕太郎(クリニック医院長・  
福岡県医師会理事)

豊留 一(業務部長)

中嶋 幸子(筑紫野市成年後見制度  
研究会事務長)

中村 憲司(西日本工業大学名誉教授)

樋口 健児(公証人OB)

#### 監事

井上 清子(医事研OB)

岡田 節男(民生委員)

大里 通代(九州経済産業局OB)

### 正会員

当法人は正会員は、次のとおり職務により2種類に区分できます

- ① **業務処理組織** 事件の受託処理をしたり、市民後見人(職務担当者)を指導監督したりする人達
- ② **市民後見人(職務担当者)** 後見人等の職務を行う人達

次のとおり種々の職業の人達で構成されています

- ① **法律等実務の専門家** 弁護士、司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、宅地建物取引士、
- ② **福祉等実務の専門家** 医師、看護師、民生委員、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、
- ③ **ボランティアに意欲のある市民** 事業役員OB、教師OB、金融機関OB、会社員OB、ベテラン主婦等

### ネットワーク構築と相互支援

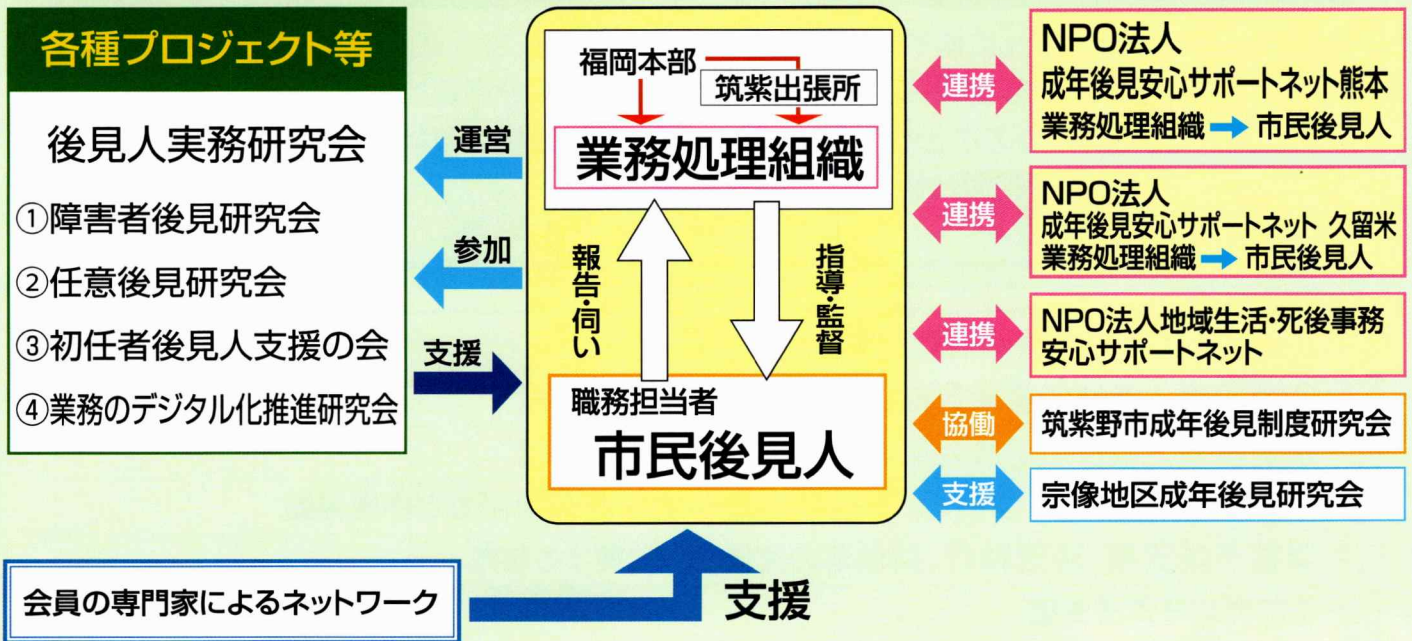
各分野や異なる職業の人達は、市民としての常識及び豊富な経験と専門的知見をもってチームを作り、又はネットワークを構築して、後見事務を支援するとともに、相談業務や各種事業に取り組んでいます。

### 賛助会員

賛助会員とは、高齢者と障害者に関する福祉及び権利擁護に関する当法人の事業にご賛同されて、会費の納入により資金的な援助をしていただく方々です。是非とも多くの方々が賛助会員として入会され、当法人の活動をご支援願います。



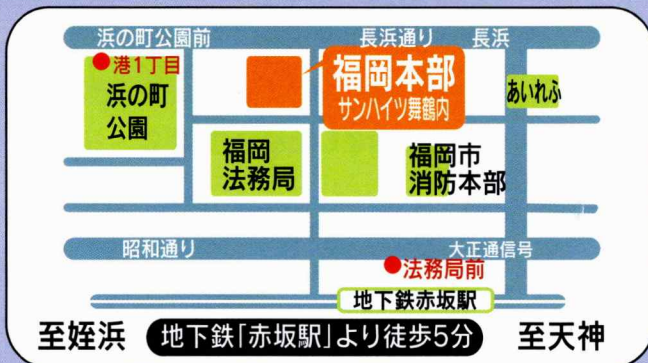
# NPO法人 安心サポートネットグループ機構図



## NPO法人 各所在地

### 福岡本部(主たる事務所)

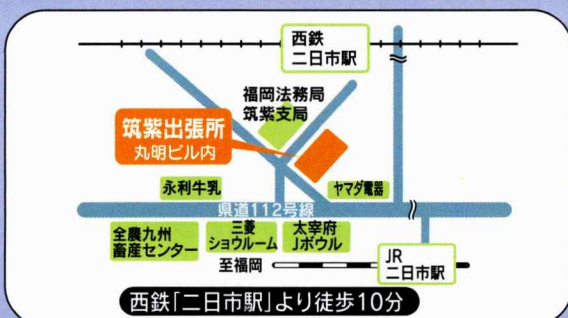
〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3丁目6番23号  
サンハイツ舞鶴306号



TEL 092-737-2345 FAX 092-737-0500  
E-mail: 8xv7v4@bma.biglobe.ne.jp  
NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット <http://anshin-net.jp/>

### 筑紫出張所

〒818-0072 筑紫野市二日市中央5丁目3番16号  
丸明ビル106号



TEL & FAX 092-921-2130  
E-mail: ks-as@kra.biglobe.ne.jp

### NPO法人成年後見安心サポートネット久留米



〒830-0022 久留米市城南町16-5  
二宮ビル103号

TEL&FAX  
0942-27-6122

<http://anshin-net.jp/> E-mail: anshin-s-kurume@outlook.jp

### NPO法人成年後見安心サポートネット熊本



〒860-0847 熊本市中央区上林町1番28号  
上通センタービル305号

TEL  
096-288-3292  
FAX  
096-288-3293

<http://anshin-net.jp/> E-mail: anshin-snk@aioros.ocn.ne.jp

### NPO法人地域生活・死後事務安心サポートネット



〒810-0074 福岡市中央区大手門3丁目5-10

TEL  
092-791-3251  
FAX  
092-791-3252

E-mail: chiikiseikatsu\_0227@yahoo.co.jp



# 任意後見「移行型」により支援してもらうには！

## 1 転ばぬ先の杖

本人の不安は、将来、①身体能力の劣化、又は②判断能力の減退により、自立した生活ができなくなったときです。その場合の保護・支援策は下図の任意後見移行型です。



注 任意後見制度の利用者は9割以上が移行型を利用

## 2 任意後見「移行型」の準備

### (1) 任意後見「移行型」受任者の選定

信頼できる親族がいないとき、信頼ある第三者(法人を含む。)を選定します。

### (2) 任意後見「移行型」契約の内容決定

ア 本人と受任者は、本人の自己決定権を尊重して契約内容を定めます。

イ 契約案では、支援する仕事の範囲、方法、報酬等を決めますが、専門家の手助けがあると便利です。

### (3) 任意後見「移行型」契約の締結

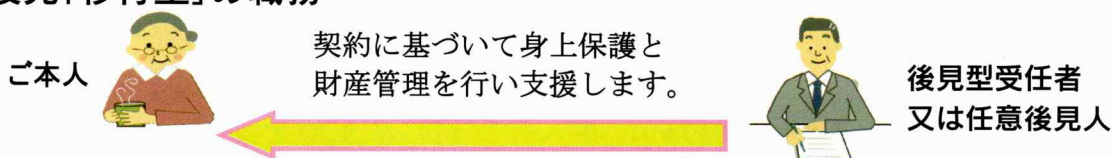
この契約案を公証役場に持参し、「公正証書」とします。

## 3 任意後見「移行型」のスタート

(1) 「後見型委任契約」は、委任者から「書面」により契約発効の申出があったとき。

(2) 「任意後見契約」は、判断能力が不十分になったため、「任意後見監督人」の選任があったとき。

## 4 任意後見「移行型」の職務

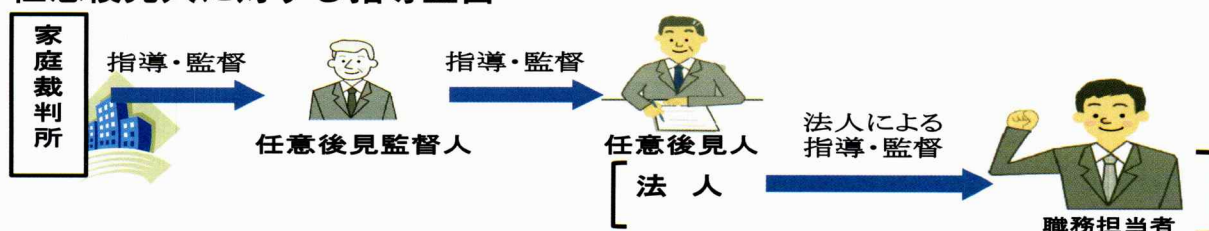


(1) 後見型契約の受任者と任意後見人の職務は、ともに身上保護と財産管理です。

(2) 身上保護重視の後見として、本人との面談、寄り添いによる身上把握、適切な生活、介護、医療等の支援、預貯金の払出し、不動産の管理等を行います。

(3) ライフプラン(介護費用が不足するときの家屋敷の売却、終の棲家の決定等)のほか、柔軟で弾力的な条項を規定できます。

## 5 任意後見人に対する指導監督



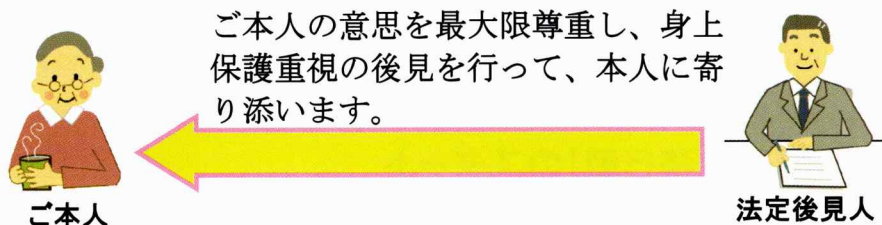
# 法定後見人に支援してもらうには！

既に本人の判断能力が失われていれば、法定後見により支援します。  
ただし、本人に判断能力があれば、任意後見移行型により支援します。

## 1 法定後見開始——家庭裁判所への申立て

- (1) 申立人・・・本人、配偶者、4親等内の親族等  
市町村長（申立人がいない等特に必要なとき）
- (2) 申立書の作成、提出・・・本人の戸籍謄本、診断書、財産目録等を添付します。
- (3) 開始の審判・・・本人の判断能力の差異により、法律で定めた次の種類のどれかが決定され、支援する人(法人を含む。)が選任されます。

	種 類	判断能力	判断資料	支援する人
①	成年後見	欠く常況	鑑定(例外あり)	成年後見人
②	保 佐	著しく不十分	同 上	保佐人
③	補 助	不十分	診断書等	補助人



## 2 職務内容

- (1) 成年後見人 ・ 広い職務権限により本人のすべての身上保護と財産管理の事務を行い、本人の自立した生活を支援・保護します。
- (2) 保 佐 人 ・ 本人の同意に基づく審判又は法律で認められた職務権限により本人の希望する身上保護や財産管理の全部についての事務を行い、本人の自立した生活を支援します。
- (3) 補 助 人 ・ 本人の同意に基づく審判で認められた職務権限により、本人の希望する身上保護や財産管理の全部について事務処理を行い、本人の自立した生活を支援します。

## 3 指導監督

